

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧												
<p>愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年 3月24日 条例第11号</p> <p>(許可、認可等の効力)</p> <p>第3条 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町が処理することとした場合においては、その際知事又はその委任を受けた者(以下「知事等」という。)がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該処理することとした日前に知事等に対してなされた申請、届出その他の行為で、同日以後において当該市町の長又はその委任を受けた者(以下「市長等」という。)が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市長等のした処分その他の行為又は当該市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 16 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略</td> <td>保健所を設置する市</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	1 ~ 16 省略		17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略	保健所を設置する市	<p>愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年 3月24日 条例第11号</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ~ 16 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) 削除 (3) <u>法第50条第2項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の設置の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (4) 法第50条第3項の規定に基づく届出事</td> <td>保健所を設置する市</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町	1 ~ 16 省略		17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) 削除 (3) <u>法第50条第2項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の設置の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (4) 法第50条第3項の規定に基づく届出事	保健所を設置する市
事務	市町												
1 ~ 16 省略													
17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略	保健所を設置する市												
事務	市町												
1 ~ 16 省略													
17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) 削除 (3) <u>法第50条第2項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の設置の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u> (4) 法第50条第3項の規定に基づく届出事	保健所を設置する市												

新		旧	
		<p>項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 法第50条第4項の規定に基づく精神障害者社会復帰施設の廃止又は休止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5)の2 法第50条の3第1項の規定に基づく精神障害者居宅生活支援事業を行う旨の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5)の3 法第50条の3第2項の規定に基づく届出事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5)の4 法第50条の3第3項の規定に基づく精神障害者居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 削除</p> <p>(8) 省略</p>	
(2) 省略			
(3) 省略			
17の2～26 省略		17の2～26 省略	
27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業____	今治市、新居浜市及び東温市	27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（今治市及び新居浜市が施行するものを除く。）に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第	今治市及び新居浜市
____に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第			

新		旧	
<p>11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。)</p> <p>(1) 法第4条第1項、第9条第3項及び第136条の規定に基づく個人施行の認可に関する事務</p> <p>(2) 法第10条第1項、同条第3項において準用する法第9条第3項及び法第136条の規定に基づく規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関する事務</p> <p>(3) 法第11条第4項、第7項及び第8項の規定に基づく施行者の変動に係る規約の認可及び届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第13条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第3項の規定に基づく個人施行事業の廃止又は終了の認可に関する事務</p> <p>(5) 法第14条第1項から第3項まで、第20条第1項から第3項まで及び第5項、第21条第3項及び第4項並びに第136条の規定に基づく組合の設立の認可に関する事務</p> <p>(6) 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく組合の理事の氏名等の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 法第39条第1項、同条第2項において準用する法第20条第1項から第3項まで及び第5項、法第39条第4項及び第5項並びに法第136条の規定に基づく組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針</p>		<p style="text-align: center;">以上のものに関するものを除く。)</p> <p>(1) 法第4条第1項、第9条第3項及び第136条の規定に基づく個人施行の認可に関する事務</p> <p>(2) 法第10条第1項、同条第3項において準用する法第9条第3項及び法第136条の規定に基づく規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可に関する事務</p> <p>(3) 法第11条第4項、第7項及び第8項の規定に基づく施行者の変動に係る規約の認可及び届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第13条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第3項の規定に基づく個人施行事業の廃止又は終了の認可に関する事務</p> <p>(5) 法第14条第1項から第3項まで、第20条第1項から第3項まで及び第5項、第21条第3項及び第4項並びに第136条の規定に基づく組合の設立の認可に関する事務</p> <p>(6) 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく組合の理事の氏名等の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 法第39条第1項、同条第2項において準用する法第20条第1項から第3項まで及び第5項、法第39条第4項及び第5項並びに法第136条の規定に基づく組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針</p>	

新		旧	
<p>の変更の認可に関する事務</p> <p>(8) 法第45条第2項及び第5項の規定に基づく組合の解散の認可に関する事務</p> <p>(9) 法第49条の規定に基づく決算報告の承認に関する事務</p> <p>(10) 法第76条の規定に基づく施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可及び土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令に関する事務</p> <p>(11) 法第86条第1項の規定に基づく換地計画の認可に関する事務</p> <p>(12) 法第97条第1項の規定に基づく換地計画の変更の認可に関する事務</p> <p>(13) 法第103条第3項及び第4項の規定に基づく換地処分の届出の受理に関する事務</p> <p>(14) 法第124条第1項から第3項までの規定に基づく個人施行者に対する監督に関する事務</p> <p>(15) 法第125条の規定に基づく組合に対する監督に関する事務（法第45条第5項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第16条第2項及び同条第3項において準用する同令第11条から第14条までに規定する事務を含む。）</p>		<p>の変更の認可に関する事務</p> <p>(8) 法第45条第2項及び第5項の規定に基づく組合の解散の認可に関する事務</p> <p>(9) 法第49条の規定に基づく決算報告の承認に関する事務</p> <p>(10) 法第76条の規定に基づく施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可及び土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令に関する事務</p> <p>(11) 法第86条第1項の規定に基づく換地計画の認可に関する事務</p> <p>(12) 法第97条第1項の規定に基づく換地計画の変更の認可に関する事務</p> <p>(13) 法第103条第3項及び第4項の規定に基づく換地処分の届出の受理に関する事務</p> <p>(14) 法第124条第1項から第3項までの規定に基づく個人施行者に対する監督に関する事務</p> <p>(15) 法第125条の規定に基づく組合に対する監督に関する事務（法第45条第5項並びに土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第16条第2項及び同条第3項において準用する同令第11条から第14条までに規定する事務を含む。）</p>	
28～50 省略		28～50 省略	

新		旧	
<p>50の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(2) 法第55条の規定に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等に関する事務</p> <p>(3) 法第56条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の買取りに関する事務</p> <p>(4) 法第57条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の先買い等に関する事務</p> <p>(5) 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項及び第2項の規定に基づく施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築等の許可及び国の機関との協議に関する事務</p>	東温市		
51～56 省略		51～56 省略	
<p>56の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	保健所を設置する市	<p>56の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項の規定に基づく動物取扱業の届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第9条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第9条第2項の規定に基づく変更又は廃止の届出の受理に関する事務</p>	保健所を設置する市

新		旧	
<p>(1) <u>法第25条第1項の規定に基づく勧告に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第25条第2項の規定に基づく命令に関する事務</u></p>		<p>(4) <u>法第10条第2項の規定に基づく動物取扱業者の地位の承継の届出の受理に関する事務</u></p> <p>(5) <u>法第12条第1項の規定に基づく勧告に関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第12条第2項の規定に基づく命令に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第13条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事務</u></p> <p>(8) <u>法第15条第1項の規定に基づく勧告に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第15条第2項の規定に基づく命令に関する事務</u></p>	
56の3～58 省略		56の3～58 省略	
<p>59 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第8号から第14号まで、第16号、第18号、第30号から第37号まで、第42号から第55号まで及び第57号から第61号までの事務については、国内に居住地及び現在地を有しない被爆者に係るものを除く。）</u></p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>法第24条第2項の規定に基づく医療特別手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第25条第2項の規定に基づく特別手当の認定の申請の受付及び当該申請に係</u></p>	保健所を設置する市	<p>59 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>法第24条第2項の規定に基づく医療特別手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第25条第2項の規定に基づく特別手当の認定の申請の受付及び当該申請に係</u></p>	保健所を設置する市

新		旧	
<p>る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 法第26条第2項の規定に基づく原子爆弾小頭症手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 法第27条第2項の規定に基づく健康管理手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(12) 法第28条第2項の規定に基づく保健手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(13) 法第28条第3項ただし書の規定に基づく同項各号のいずれかに該当する旨の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(14) 法第30条第2項の規定に基づく医療特別手当等の支払の一時差止めの通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 法第32条の規定に基づく葬祭料の支給の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 政令第6条の被爆者健康手帳の交付に関する事務</p> <p>(19)～(29) 省略</p> <p>(30) 省令第7条の2第1項(省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく被爆者健康手帳等の再</p>		<p>る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 法第26条第2項の規定に基づく原子爆弾小頭症手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 法第27条第2項の規定に基づく健康管理手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(12) 法第28条第2項の規定に基づく保健手当の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(13) 法第28条第3項ただし書の規定に基づく同項各号のいずれかに該当する旨の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(14) 法第30条第2項の規定に基づく医療特別手当等の支払の一時差止めの通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 法第32条の規定に基づく葬祭料の支給の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 政令第6条の被爆者健康手帳の交付に関する事務</p> <p>(19)～(29) 省略</p> <p>(30) 省令第7条の2第1項(省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく被爆者健康手帳等の再</p>	

新		旧	
<p>交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(31) 省令第7条の2第3項及び第8条(これらの規定を省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく被爆者健康手帳等の返還の受付及び知事への送付に関する事務</p> <p>(32) 省令第30条の規定に基づく医療特別手当の認定をした旨の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務</p> <p>(33) 省令第31条(省令第46条、第50条、第54条、第63条第1項及び第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づく要件に該当しない旨の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(34) 省令第32条第1項の規定に基づく健康状況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(35) 省令第33条第1項の証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(36) 省令第33条第2項の規定に基づく医療特別手当の要件に該当しなくなった旨の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(37) 省令第34条(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく氏名の変</p>		<p>交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(申請者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。)</p> <p>(31) 省令第7条の2第3項及び第8条(これらの規定を省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく被爆者健康手帳等の返還の受付及び知事への送付に関する事務(返還者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。)</p> <p>(32) 省令第30条の規定に基づく医療特別手当の認定をした旨の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務</p> <p>(33) 省令第31条(省令第46条、第50条、第54条、第63条第1項及び第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づく要件に該当しない旨の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(34) 省令第32条第1項の規定に基づく健康状況の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(35) 省令第33条第1項の証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(36) 省令第33条第2項の規定に基づく医療特別手当の要件に該当しなくなった旨の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(37) 省令第34条(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく氏名の変</p>	

新		旧	
<p style="text-align: center;">更の届出の受理に関する事務</p> <p>(38) ~ (41) 省略</p> <p>(42) 省令第37条第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく証書の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(43) 省令第37条第3項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく証書の返納の受付及び知事への送付に関する事務</p> <p>(44) 省令第38条第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の証書の交付に関する事務</p> <p>(45) 省令第39条（省令第54条において準用する場合を含む。）の規定に基づく失権の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(46) 省令第40条第1項（省令第46条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療特別手当受給権者等への失権の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(47) 省令第40条第2項（省令第46条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく証書の返納の命令に係る命令書の交付に関する事務</p> <p>(48) 省令第41条（省令第46条、第50条、第</p>		<p style="text-align: center;">更の届出の受理に関する事務</p> <p>(38) ~ (41) 省略</p> <p>(42) 省令第37条第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく証書の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(43) 省令第37条第3項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく証書の返納の受付及び知事への送付に関する事務</p> <p>(44) 省令第38条第1項（省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の証書の交付に関する事務</p> <p>(45) 省令第39条（省令第54条において準用する場合を含む。）の規定に基づく失権の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(46) 省令第40条第1項（省令第46条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療特別手当受給権者等への失権の通知に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(47) 省令第40条第2項（省令第46条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく証書の返納の命令に係る命令書の交付に関する事務</p> <p>(48) 省令第41条（省令第46条、第50条、第</p>	

新		旧	
54条、第63条第1項及び第70条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務		54条、第63条第1項及び第70条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	
(49) 省令第45条の規定に基づく特別手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務		(49) 省令第45条の規定に基づく特別手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務	
(50) 省令第49条の規定に基づく原子爆弾小頭症手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務		(50) 省令第49条の規定に基づく原子爆弾小頭症手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務	
(51) 省令第53条の規定に基づく健康管理手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務		(51) 省令第53条の規定に基づく健康管理手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務	
(52) 省令第57条の規定に基づく保健手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務		(52) 省令第57条の規定に基づく保健手当の認定の通知に係る通知書及び証書の交付に関する事務	
(53) 省令第58条第3項の規定に基づく保健手当の認定の通知に係る通知書の交付及び証書の返付又は交付に関する事務		(53) 省令第58条第2項の規定に基づく保健手当の認定の通知に係る通知書の交付及び証書の返付又は交付に関する事務	
(54) 省令第58条第4項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の返付に関する事務		(54) 省令第58条第3項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の返付に関する事務	
(55) 省令第59条第1項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しなくなったときの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務		(55) 省令第59条第1項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しなくなったときの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	
(56) 省略		(56) 省略	
(57) 省令第60条第1項の規定に基づく現況の届出の受付及び当該届出に係る届出書		(57) 省令第60条第1項の規定に基づく現況の届出の受付及び当該届出に係る届出書	

新		旧	
<p>の知事への送付に関する事務</p> <p>(58) 省令第61条第1項の証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(59) 省令第61条第2項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(60) 省令第62条第1項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の提出の命令に係る命令書の交付に関する事務</p> <p>(61) 省令第62条第2項の証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(62)～(70) 省略</p>		<p>の知事への送付に関する事務</p> <p>(58) 省令第61条第1項の証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(59) 省令第61条第2項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(60) 省令第62条第1項の規定に基づく法第28条第3項各号のいずれにも該当しない旨の通知に係る通知書の交付及び証書の提出の命令に係る命令書の交付に関する事務</p> <p>(61) 省令第62条第2項の証書の返付又は交付に関する事務</p> <p>(62)～(70) 省略</p>	
59の2 省略		59の2 省略	
<p>59の3 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(2)の2 <u>法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第103条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の業務運営の勧告_____に係る勧告書の交付に関する事務</p> <p>(8)の2 <u>法第103条第3項の規定に基づく介護老人保健施設の業務運営の勧告に係</u></p>	保健所を設置する市	<p>59の3 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第103条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の業務運営の改善命令等に係る命令書の交付に関する事務</p>	保健所を設置する市

新		旧	
<u>る措置命令等の命令書の交付に関する事務</u> (9) 法第 104条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の <u>取消し</u> に係る処分書の交付に関する事務 (10) ~ (12) 省略		(9) 法第 104条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の <u>取消し</u> に係る処分書の交付に関する事務 (10) ~ (12) 省略	
59の 4 ~ 62 省略		59の 4 ~ 62 省略	